

平成 27 年度地域包括支援センター第二座間苑事業計画書

社会福祉法人 慈恵会

I.目的

地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」（介護保険法第 115 条の 45）です。つまり、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的役割を果たすべく座間市より委託されています。

地域包括ケアとは、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護予防生活支援が一体的に提供されることを目指すものです。介護保険制度による公的サービスのみならず、自治会・老人会やボランティア活動などの社会資源を有機的に結び付けます。特に急速な高齢化の進展に伴い、独居高齢者・認知症の高齢者の増加等により、地域包括支援センターの果たす役割はますます重要になってきており、充実が求められています。

その目的のために①総合相談支援事業、②権利擁護事業、③包括的・継続的ケアマネジメント事業、④介護予防ケアマネジメント事業などの事業に取り組んでいます。

地域包括ケアの実現のため、社会福祉士、看護師、主任介護支援専門員が「チーム」として、地域のネットワークを構築しつつ、個別サービスのコーディネートも行っています。

II.体制と運営

所在地	座間市新田宿 623 番地		
職 員	管理者	1 名	(兼務)
	社会福祉士	2 名	
	看護師	1 名	
	主任介護支援専門員	1 名	
	事務員	1 名	
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分		
営業日	月曜日～金曜日		
休 日	土・日曜日、 祭日、 年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）		
事業担当地域	新田宿・四ツ谷・座間・明王・入谷		

III.事業内容

1.総合相談支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、関係機関または制度の利用につなげるなどの支援を行います。具体的には

- ・介護保険サービスに関わること
制度の説明、認定申請代行、サービスの内容の説明など。
- ・座間市高齢者施策事業に関わること
配食サービス、緊急通報電話貸与事業、はいかい SOS ネットワーク事業、

オムツ等給付事業 など必要とする方への利用支援

- ・介護保険外や市の施策以外のサービスなどの紹介や調整などが上げられます。

2.権利擁護事業

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、問題を抱えたまま生活している場合があります。このような高齢者のために実態を把握した上で「権利擁護」の視点に基づいて、権利侵害の予防や侵害を受けている方への対応を行っていきます。必要に応じて適切なサービスが利用できるように支援し、日常生活自立支援事業や成年後見制度などが活用できるよう支援していきます。

また高齢者虐待防止・早期発見見守りネットワーク連絡会の開催を2回開催予定です。

3.包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関の連携、在宅と施設との連携など、地域において多職種間相互に連携を取り合い、個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援します。

4.介護予防ケアマネジメント事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者のできることを利用者とともに発見し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高められるよう支援します。

- ・介護予防給付対象者（要支援 1、2 の方）の予防プランの作成
- ・二次予防事業対象者（市の把握事業により特定された方）の予防プランの作成

5.地域ケア会議の開催

- ・個別ケア会議（年4回）

個別ケースの支援内容を検討し、個別の課題解決や担当者レベルのネットワークを構築、地域課題の発見を目的とした会議です。

- ・地域課題検討会議（年2回）

個別会議の積み重ねにより見えてきた地域課題について、地域の代表者を参集して検討する会議です。

以上の事業の他、事業内容の普及啓発やネットワーク構築のため、老人クラブ、四十雀倶楽部、地区社協、地域のサークル、地域支援事業のOB会などへの参加をしていきます。また、「認知症サポーター養成講座」開催もしています。